

家畜衛生だより

令和5年度第5号（蜜蜂） 令和5年7月発行



南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

農薬散布が実施されます！



水稻のカメムシ防除時期・農薬の散布計画を確認し、適切に対処しましょう。

農薬による蜜蜂の被害は水稻のカメムシを防除する時期に多く、使用される農薬（殺虫剤）に、蜜蜂が曝露されたことが原因である可能性が高いと考えられています。

蜜蜂の被害を軽減するために、以下の対策が有効です。

① 農薬使用者と養蜂家間の情報共有 (地域の農薬散布日程の確認)

② 巣箱の設置場所の工夫・退避

- ・ 蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する可能性が低い場所に巣箱を設置すること
- ・ 水稻のカメムシ防除の時期には、巣箱を水田の周辺から退避させること（退避できない場合は、巣箱を日陰に設置するほか、水飲み場の確保等により巣箱内の温度上昇を抑制するなど、蜜蜂に影響がない状況下での巣箱の網掛け）

千葉県南部地域の植物防疫協会事務局

植物防疫協会では一部地域を除き、無人ヘリコプター等による防除を実施しています。詳細は各地域の協会へお問い合わせください。

	電話番号	区域・日程
君津地域植物防疫協会	0438-23-0371	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
安房植物防疫協会	0470-22-9011	館山市、鴨川市、南房総市
夷隅郡市植物防疫協会	0475-36-2701	いすみ市（7月8、10日） 大多喜町（7月12、13日） 御宿町（7月12日）

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434



趣味でミツバチを飼育する方々へ

都道府県への飼育届の提出

- ★ 趣味も含めミツバチを飼育する全ての者は、毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。（養蜂振興法第3条第1項、第14条）
- ★ セイヨウミツバチ、ニホンミツバチどちらも届出が必要です。
- ★ 飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要であり、調整の結果次第では、飼育届のとおり飼育できない可能性もあります。

ミツバチの飼育の際に気を付けること

注意

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起こる可能性があるため注意が必要です。

よくあるトラブル

刺傷事故

- ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育のことを伝え、理解を得ておきましょう。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

フンの被害



- ハチのフンにより、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。飼育場所の周辺には十分配慮しましょう。

スズメバチ



- 秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

ふそ病やバロア症(ダニ)などの被害

- 適切な管理を行っていないと、ふそ病やバロア症(ダニ)などの病気の温床となり、他の養蜂家にも影響を与えることがあります。マニュアル等を参考に適切に管理しましょう。また、異常が見られた場合は近隣の家畜保健衛生所で検査を受けてください。

トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、ご自身で勉強するとともに、地域の養蜂関連団体に参加または相談する等、技術と経験を有する方々と情報を共有し、適切な対応を取るようにしましょう。

(問い合わせ先)

千葉県農林水産部畜産課 TEL: 043 - 223 - 2939
農林水産省 畜産局畜産振興課 TEL: 03 - 3591 - 3656

(ミツバチ飼育の技術指導手引書関係)

千葉県養蜂協会 TEL: 043 - 241 - 3851 ((一社) 千葉県畜産協会内)
(一社) 日本養蜂協会 TEL: 03 - 3297 - 5645